

# 那 霸 市 公 報

第 1 6 2 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 規 則 ◇

- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) …………… 755
- 那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則 (総務課) …………… 757

### ◇ 告 示 ◇

- 平成 26 年 (2014 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) …… 760
- 地籍調査の実施について (地籍調査課) …………… 761
- 平成 26 年 (2014 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課) …………… 762
- 平成 26 年 (2014 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課) …………… 763
- 平成 26 年 (2014 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について (総務課) …… 763
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について (都市計画課) …………… 764
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) …………… 765
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) …………… 766
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) …………… 767
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について (保護管理課) …………… 768
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) …………… 769

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について (保護管理課) ..... 770

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について (保護管理課) ..... 771

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の休止について (保護管理課) ..... 772

○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課) ..... 773

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ..... 774

○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ..... 775

○住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) ..... 776

○県外観光PR業務の受託者選定にかかる公募(プロポーザル方式)の実施について (観光課) ..... 777

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について ..... 778

◇ 正 誤 ◇

○那覇市公報第 1593 号の正誤 ..... 779

○那覇市公報第 1619 号その 2 の正誤 ..... 779

---



---

**正 誤**

---



---

## ○那覇市公報第1593号の正誤

2013(平成25)年4月1日付け那覇市公報第1593号に登載された那覇市教育委員会規則第2号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
130	上から12行目	<u>19</u> ～23 [略]	<u>19</u> [略] 20 補助執行事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。 <u>21</u> ～24 [略]

## ○那覇市公報第1619号その2の正誤

2014(平成26)年5月1日付け那覇市公報第1619号その2に登載された監査委員公表について、次のとおり訂正する。

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
506ページ	780ページと差し替え
507ページ	781ページと差し替え
509ページ	782ページと差し替え
510ページ	783ページと差し替え
511ページ	784ページと差し替え
592ページ	785ページと差し替え
593ページ	786ページと差し替え



課名	導入可否	施設の設置根拠条例	導入しない理由	今後の計画等
種別	導入しない	那覇市公園(179㎡)	那覇市公園条例	今後の課題非完成として、令和市民共済館に付する市民会館等、民間の業者等の移住を阻まず、平時の維持管理に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。
	導入しない	那覇市議会議員事務所(1㎡)	那覇市議会議員事務所条例	今後の課題非完成として、令和市民共済館に付する市民会館等、民間の業者等の移住を阻まず、平時の維持管理に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。
公園	導入しない	那覇市真珠地産水地多目的広場(17㎡)	那覇市真珠地産水地多目的広場条例	那覇市真珠地産水地多目的広場条例を改定し、水地多目的広場の管理運営に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。
	導入しない	那覇市公園(168㎡)	那覇市公園条例	公園管理条例(168㎡)の改正は、公園の管理運営に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。
児童遊園地	導入しない	那覇市立若狭図書館(104㎡)	那覇市立若狭図書館条例	児童遊園地管理条例(104㎡)の改正は、児童遊園地の管理運営に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。
	導入しない	那覇市立石川図書館(104㎡)	那覇市立石川図書館条例	児童遊園地管理条例(104㎡)の改正は、児童遊園地の管理運営に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。

上記では、老朽化に伴い、建て替えが決まっている市民会館など一部の施設については、直営のまま継続するという方針は納得できるが、その他のほとんどの施設については、指定管理者制度導入に否定的である。上記に記載されている導入しない理由を見ると、

課名	導入可否	施設の設置根拠条例	導入しない理由	今後の計画等
文化	導入しない	那覇市立玉陵図書館	那覇市立玉陵図書館条例	現在の維持
	導入しない	那覇市立玉陵図書館	那覇市立玉陵図書館条例	現在の維持
生涯学習	導入しない	那覇市立中央公民館	那覇市立中央公民館条例	当市は直営しながら、一部業務委託等の経営効率化を図る方針である。また、民間の業者等の移住を阻まず、平時の維持管理に必要となる、非営利の施設使用料及び特種使用料は、民間の施設利用料として、各条件を市民に提供し、現在、現在この種の施設使用料を収入として、管理運営に充てられている。
	導入しない	那覇市立石川公民館	那覇市立石川公民館条例	
	導入しない	那覇市立若狭公民館	那覇市立若狭公民館条例	
	導入しない	那覇市立石川公民館	那覇市立石川公民館条例	
	導入しない	那覇市立若狭公民館	那覇市立若狭公民館条例	
	導入しない	那覇市立石川公民館	那覇市立石川公民館条例	

(6) 市と事業実施上及び財政上密接に関連する団体について

以下の表は、監査の結果、団体の設置経緯や、事業上の関係並びに財政上の結びつきなどから、市と極めて密接に関連すると思われる指定管理者 6 団体と当該 6 団体の平成 24 年度市財政援助額に対する各団体経常収支合計額の割合を示したものである。

(単位：千円)

財政援助額	社団法人 那覇市観光 協会	社団法人 那覇市母子 養福社会	社団法人 那覇市社会福 祉協議会	特定非営利活 動法人那覇市 体育協会	社団法人 那覇市身体障 害者福祉協会	公益社団法人 那覇市シルバ ー人材センタ ー	合計
補助金	92,477	979	70,420	4,571	1,000	13,546	182,983
委託金 (※ 1)	90,823	57,716	201,715	155,938	57,106	216,427	779,725
負担金	210	0	0	0	0	0	210
上記合計 (A)	183,510	58,695	272,136	160,509	58,106	229,973	962,929
事業収入合 計 (B)	188,607	74,071	594,044	249,014	121,372	430,275	1,657,383
事業収入に 対する市財 政援助額の 割合 (A/B)	97%	79%	46%	64%	48%	53%	58%

(上記の数値は市から入手した。なお、事業収入 (B) は、原則として、各団体の決算書における経常収入の合計額である。)

上記は、市が団体に対して直接、財政援助している額であり、事業収入に対する市財政援助額の割合は、もともと高いところで、社団法人那覇市観光協会の約 97%、低いところで、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の約 46%となっている。

また、平成 24 年度における上記 6 団体に対する市の財政援助合計額は約 9 億 6 千万円であり、事業収入合計額に対する割合は、約 58%である。

ところで、市は現在、市の要綱等いわゆる外郭団体を定めていない。その理由は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項などの規定に基づき、議会への報告と監査委員監査が必要とされる、市が基本財産等の 4 分の 1 以上を出資又は出捐している団体 (民間営利企業を除く) が無いから、ということであった。

確かに、上表に示した団体については、現在、市の出資等はないものとされており、

また、市職員の派遣もないことから、自治法上、直接の関与が求められる外郭団体に該当しないとも言える。

しかしながら、監査の結果、これらの団体は、設立当初に市が関与して設立されたと思われること、実際に行われている事業が市の事業と一体となっており、市の業務の補完的な役割を果たしていること、また、市の財政援助額の多寡などから、市と密接に関わる団体であることは言うまでもない。

株式会社では、最高意思決定機関である株主総会で行使しうる実質的な議決権の割合で親会社が開与すべき子会社、関連会社が決定されるが、それは、あくまで民間営利企業だからであって、公益性の高い社団法人や社会福祉法人などに対して出資等割合のみで判断するのは妥当でない。

したがって、上記の 6 団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、これに準ずるものと位置づけ、市民に対し、団体の現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が実施している事業の市に対する役割や団体の在り方などについて説明責任を果たしていく必要がある。一方、団体側も市との関係を踏まえ、積極的に情報開示を行うなどすれば、各団体の事業に対する市民の理解も深まり、今後の事業展開にも有用であろう。

なお、公益社団法人那覇市シルバー人材センターには、出捐金として 1 千万円が出資されており、同人材センター及び市に対して過去の出捐の経緯を確認したものの、この監査結果報告書作成時点において確かな回答は得られていない。







慰藉につながる問題解決策として、旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統・文化等の進展が阻害された背景を持つ特定地域住民が共同して利用する施設として設置されたものである。

そのような経緯から、那覇市は直接、管理運営せず、指定管理者制度を利用して、実質、譲渡と同じ効果をもたせている。

しかしながら、鏡水ふれあい会館は那覇市の公の施設であり、基本協定書において、リスク・責任分担が明示されており、1 か所 5 0 万円を超える施設等の修繕、指定管理者の責めによらない第三者への損害賠償・火災等による施設等の損害に対する責任は那覇市が分担している。

鏡水ふれあい会館は、鏡水自治会へ譲渡を行う等、那覇市の公の施設として維持すべきかどうか長期的な視点で検討すべきである。



直営施設の結果及び意見(まとめ)

所管課	直営施設名	有効利用されているか		施設運営コストは適切か		維持管理は適切か		その他
		いる	いない	適切	適切でない	適切	適切でない	
市民文化課	市民文化博物館	0	0	0	0	0	0	・7ヶ月未満の回数券を販売する
	那覇市民博物館	0	0	0	0	0	0	・市民の利用促進を図る
文化振興課	那覇市民会館	0	0	0	0	0	0	・業務の効率化を進める
	那覇市ハイク市民劇場	0	0	0	0	0	0	・施設の花壇、移玉も撤去する
こどもらいふ課	大正保育園	0	0	0	0	0	0	
	大正保育園(臨時:あかこらいふ保育園)	0	0	0	0	0	0	
	赤平保育園	0	0	0	0	0	0	
	片原保育園	0	0	0	0	0	0	
	久瀬川保育園	0	0	0	0	0	0	
	陸奥津保育園	0	0	0	0	0	0	
	中央高保育園	0	0	0	0	0	0	
	樋川保育園	0	0	0	0	0	0	
	樋川保育園	0	0	0	0	0	0	
	めいと保育園	0	0	0	0	0	0	
	那覇市保育センター	0	0	0	0	0	0	
	古波瀬ふれあい館	0	0	0	0	0	0	
	北郷センター	0	0	0	0	0	0	
	保健センター	0	0	0	0	0	0	
	女性センター	0	0	0	0	0	0	
所管課	直営施設名	有効利用されているか		施設運営コストは適切か		維持管理は適切か		その他
		いる	いない	適切	適切でない	適切	適切でない	
		0	0	0	0	0	0	その他

※「その他」は該当しそうな項目が現状では所定できない場合

## 二) 那覇女性センター

### ・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2-3-1
所管課	新都心銘苅庁舎(総務部管財課→市民文化部まちづくり協働推進課) なは女性センター: 総務部 平和交流・男女参画課
供用開始年月	新都心銘苅庁舎 平成 15 年 5 月 19 日 (なは女性センター 平成 15 年 5 月 26 日)
設置目的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより女性の地位向上に資する。
設置根拠条例	なは女性センター条例
主な施設種類	市庁舎(新都心銘苅庁舎)
敷地面積(公有財産)	新都心銘苅庁舎 4,076.00㎡ (内なは女性センター 359.1㎡)
延床面積(公有財産)	新都心銘苅庁舎 8,857.27㎡ (内なは女性センター 359.1㎡)
施設取得費	新都心銘苅庁舎 建物: 0円 (H25.5.15贈与) 土地: 757,163,058円
閉館時間	(月～金) 9～21時 (土) 9～17時
休館日	日曜・祝日・慰霊の日(6/23)・年末年始(12/29～1/3)
利用料金等	使用料なし。
施設の特徴	なは女性センターは、新都心銘苅庁舎の1階に設置されており、女性に関する諸問題についての学習活動グループに、学習室等を提供している。資料室では図書、女性学講座などの各種資料の閲覧や貸し出しなどを行っており、相談室「ダイヤルうない」では、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供している。 新都心銘苅庁舎(建物)は、事業者(リース会社)より10年間リース方式で賃借(平成15年5月16日～平成25年5月15日、リース料総額1,387,095,000円)。リース満了後に無償譲渡、所有権移転(平成25年5月15日)。銘苅庁舎利用基本方針(H24年8月策定)により本市の重要施策である市民協働のための拠点として位置づけ、市民協働団体の育成と連携に資する施設とし、また、隣接するIT創造館への企業入居ニーズに対応するとともに、市民協働の連携・支援の仕組みづくりを組み込んだ施設として整備する。H26年度に改築工事を予定している。

施設種別	施設管理全般					他
	有効利用されているか	施設運営コストは適切か	適切	適切でない	その他	
所管課	児童館等	有	否	可	否	その他
	児童の発達の促進に資する利用体育の環境が必要	○				
加工費入費	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
なほまらなび復興課	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
生涯学習課	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
公園管理課	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					
上下水道課	南川産元産物販売場					
	南川産元産物販売場					

直営施設の結果及び意見(まとめ)

※「その他」は該当しない場合は選択できない場合